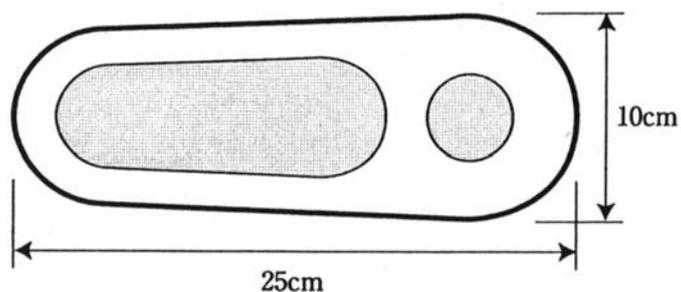


**6402.99 1. Light-weight shoes**

本品は、本底及び甲が多泡性のプラスチックのパッドで、外側の端に沿って接着して作った軽量のシューズである。

このタイプの履物は、海辺、プール、室内等で使用される。

**6402.99 2. 術後用の履物**

本品は、足を手術した、又は足をけがした患者用のもので、くるぶしは覆わない。甲は合成皮革（紡織用繊維製の織物で肉眼により判別できる程度のプラスチックの外面層を有するものにしぼ状の模様付けを施した、皮革の外観を有するもの。）をメリヤス編みの裏地を有する多泡性プラスチックに積層したもので、底は三層構造、すなわち、発泡ポリ（塩化ビニル）の中底、木のベース及びうねを有するプラスチック製の本底からできている。本品は、前部2ヶ所をホック留めシベルクロファスナー（ナイロン製付着テープ）で閉じるようになっており、大量生産される。

商品名：“Tecnol Post-Op”



**6402.99 3. プラスチック製履物**

本品は、「プラスチック製のサンダル」として知られている。本品は、射出成型法により一体品として製造され、プラスチック製の本底と甲から成る。かかと及びくるぶしを覆わず、甲に穴が開いている。

通則1及び6を適用

**6404.19 1. 婦人靴**

本品は、甲が紡織用繊維製であり、本底がプラスチック製でその表面の一部が長さ5ミリメートル以下のレーヨン繊維によりフロックされ、意匠や商標が形成されている。地面に接する本底の面積の割合（別に取り付けられるかかとを除く。）は、およそ紡織用繊維が67.5%、プラスチックが32.5%である。しかしながら、紡織用繊維は、附属品又は補強材とみなされることから、本底の構成材料（地面に接する面積が最も大きい材料）の決定に当たっては考慮しない。

通則1（第64類注4（b））及び6を適用



## 6404.19 2. 婦人靴

本品は、甲が紡織用繊維製であり、本底が一体成形されたプラスチック製で本底の親指の付け根のふくらみの部分とかかとはにはメリヤス編みのポリエステル繊維の層が貼り付けられている。地面に接する本底の面積の割合は、およそ紡織用繊維が78%、プラスチックが22%である。しかしながら、紡織用繊維は、附属品又は補強材とみなされることから、本底の構成材料（地面に接する面積が最も大きい材料）の決定に当たっては考慮しない。

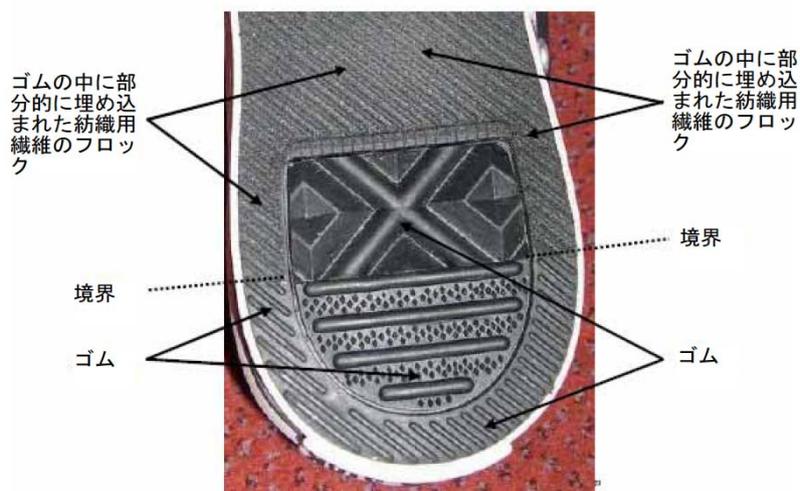
通則1（第64類注4（b））及び6を適用



## 6405.20 1. 履物

本品は、甲が紡織用繊維製であり、本底はゴム製で、多くの部分がゴムの中に部分的に埋め込まれた紡織用繊維のフロックで覆われている。この紡織用繊維は、地面に接する本底の約52パーセントを覆うのに対し、48パーセントはゴムにより覆われている。

通則1（64類注4（b））及び6を適用



**6405.90 1. Light-weight slippers**

本品は、本底及び甲が二つのクラフト紙（クレープ）で、端を縫い合わせて作った軽量のスリッパである。

これらのスリッパは、ホテル、病院等で使用される。

